

男鹿のナマハゲ保存・継承費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、重要無形民俗文化財 ユネスコ無形文化遺産「男鹿のナマハゲ」行事の保存継承を図るため、行事を実施する市内の町内会又は団体に対して交付する男鹿のナマハゲ保存・継承費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の対象事業者等）

第2条 補助金の交付対象事業者は、次のとおりとする。

- (1) 市内町内会、部落会、区会、郷中会などの自治会（以下「町内会」という。）
- (2) ナマハゲ行事を実施する保存会、伝承会などの団体（以下「保存会」という。）

2 前項に定めるもののほか、市長が特に認めた団体

（補助金の対象経費）

第3条 補助金の対象経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大晦日のナマハゲ行事に使用する、道具修理及び新調に係る経費のうち消耗品費、手数料、委託料、原材料費及び備品購入費
- (2) 市長が特に必要と認めたもの

（補助金の交付限度額）

第4条 補助金の交付限度額は、前条で定める対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、面については、過去の資料や写真を参考として、地域特有の面を修理又は復元制作した場合は、当該面についての対象経費の合計額の5分の4以内の額とする。

（申請手続）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書及び収支予算書（様式第2号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助事業を適正に行わせるため、前項の補助金交付決定通知書を交付する場合において、必要な指示、指導又は条件を付することができる。

（補助金交付申請書の取下げ）

第7条 申請者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された指示、指導又は条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、補助金交付申請書の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による補助金交付申請書の取下げがあったときは、当該補助金に係る交付の決定はなかったものとみなす。

（事業計画の変更等の承認申請）

第8条 申請者は、事業計画の変更等を行う場合、補助金交付決定変更（廃止）申請書（様式第4号）により、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、補助金変更（廃止）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業終了後、速やかに事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書（様式第7号）
- (2) 修理又は購入した道具の写真
- (3) 前二号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

（補助金の交付）

第10条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の支払は、原則的に精算払とするが、補助事業実施状況を確認の上、交付する。

(概算払)

第 1 1 条 前条の規定にかかわらず、当該補助事業が完全に遂行され、補助事業の実施上必要と認められる場合、市長は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 2 条第 3 号又は第 1 6 3 条第 2 号に規定する補助金等の概算払をすることができる。

2 前項の概算払を受ける場合は、申請者は補助金概算払申請書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 2 0 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和 1 1 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。